

【取扱い厳重注意】

平成23年8月12日

## 聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局  
局員 神藤正嗣

平成23年8月12日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

### 記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長 道野 英司

2 聴取日時

平成23年8月12日午前10時5分から午前11時50分まで

3 聴取場所

厚生労働省6階会議室

4 聴取者

事務局 飯崎 準、神藤正嗣

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

飲食物の出荷制限等について（別紙のとおり）

第3 特記事項

なし

以上

【取扱い厳重注意】

別 紙

1 被聴取者の身分

私は、もともとは輸入食品に関する安全対策の責任者であるが、事故発生後の3月16日から、放射性物質に汚染された食品のモニタリングや出荷制限等の検討、関係省庁との調整、政務三役、官邸への報告等を担当している。

2 暫定規制値の検討について

3月15日ころに福島県外の広域において空間放射線量が上がってきた。これは、放射性物質が飛散していることを示すものであり、省内では、農作物の汚染が懸念され始め、食品の安全対策が必要との認識のもと、3月16日ころから食品への対応について議論が始まった。

検討開始当初、今回の事故では、広域に汚染が広がる可能性があり、ある程度地域的広がりが出た場合には出荷制限措置を執る必要があると考えられたが、我々が所管している食品衛生法では、例えば、Aさんの出荷したハウレンソウ30箱からサンプリングをして検査を実施し、規制値を超えた場合にはそのハウレンソウ30箱は処分対象となるが、Aさんのとなりの畑のBさんのハウレンソウは検査していないので処分できないのという、検査対象となったロットしか処分できないという限界があり、広い地域に対し、出荷制限措置を執る場合は多数の検体を検査する必要がある。このことから、省内では、非常事態を想定した法律である原災法により食品の検査から措置までを一貫してやるべきだという考えがあり、食品衛生法での基準は考えていなかった。

ところが、3月16日に、大臣から検査については食品衛生法に基づいて実施し、厚労省が政府の窓口として結果等を取りまとめることとの指示が下りてきた。これは、16日の原災本部会合において農水大臣から食品衛生法の基準で検査をしてほしいとの強い要望があったことによるものと聞いている。

この指示を受け、16日から17日の朝方にかけて、食品衛生法上の規制値の設定について、政務三役にも大臣室に集まってもらって我々もそこに参加して議論を行った。

検討に上がった指標としては、原子力安全委員会の原子力防災指針の中にある飲食物摂取制限に関する指標、コーデックス委員会の国際基準、輸入食品に関するチェルノブイリ原発事故に伴う暫定規制値等であるが、コーデックスの基準は緊急事態発生により放射性物質に汚染された食品の国際取引のための基準で、チェルノブイリ事故後の日本が輸入食品の放射性セシウムの規制値を食品1kgあたり370Bqと設定しているが、いずれの基準も国際的な取引のための基準であり、今回の事故対応とは趣旨が異なるし、根拠や対応するための体制に面でも用いにくい基準と考えられた。一方、飲食物摂取制限に関する指標は、原子力安全委員会が国内の事故を想定して議論した上で設定した基準であり、我々が今やろうとしている目的にも合っており、実際に、都道府県の体制についてもそれを想定したものになっているし、それに対応するための検査マニュアルも出しているということもあって、緊急時に迅速かつ的確に、できるだけ少ない混乱で対応するには、原子力安全委員会の指標を使うのがよいということで、省内の考えがまとまった。

食品健康影響評価を経ないで基準を設定することについては、今回の事故は緊急事態なので食品安全委員会の評価を経てから基準を設定することは難しく、食品安全基本法にも、そのいとまがない場合にはその評価を経ないでもよいという規定がある。食品衛生法6条2号の基準を定めること自体は、食品安全委員会への必要的諮問事項（法24条の列

【取扱い嚴重注意】

記事項)ではない。ただ農薬基準の設定等は必要的諮問事項とされており、この基準についても、少なくとも24条3項に基づく[ ]諮問をする必要があるという認識があった。したがって、本来的には評価を受ける必要はあるがという認識の下で、そのいとまがない場合にあてはまるだろうという判断であった。このような議論を経て3月17日に暫定規制値を設定し、自治体に周知し、プレスリリースを行った。

規制値の設定に当たって原安委の助言を得たかどうかについては、原災本部において委員長と総理との間でなんらかのやりとりがあったようであるが、事実関係はわからない。ただ、少なくとも私が省内で規制値の検討をしていた段階では原安委との調整を行ったことはない。

### 3 出荷制限等の検討について

3月17日に暫定規制値のプレスリリースをした後だったと思うが、[ ] [ ] 会議室に呼ばれた。そこで、伊藤危機管理監から佐々木副長官補に飲食物の制限について検討するよう指示があり、その検討のために我々が集められたという説明を受けた。そのときにその場にいたのは、私のほかに、佐々木副長官補 [ ]、矢島技術総括審議官(厚労省)、農水省の嘉多山課長、内閣官房の塚本参事官 [ ]、柳参事官 [ ]、原安委の都筑課長、文科省、保安院の方等がいた。佐々木長官補からは、食品の対応をしないといけないが、実際にマニュアルがあるわけでもないの、いろんな議論をし調整しながら喫緊の問題に対応をしようという話があった。その時に資料を見ると、その場では、私からは検査機器の数や、どのような検査体制があるのかというような話をしたようだ。また、柳参事官はもともと原災法を定めたときの法制局対応をしていた担当補佐だったとのことで、原災法の条文の解釈等について、かなり正確な情報を持っており、原災法20条3項に基づく指示について説明があった。

3月18日になって、最初は原乳で規制値を超えるデータが出始めたことから、早急に制限指示を出す仕組みを考えなければならない状況になった。

具体的には、食品衛生法には処分対象範囲に限界があるので、まず、食品衛生法で検査を実施し、基準を超えた品目については食品衛生法に基づく検査対象ロットの廃棄と原災法に基づいて知事に対し、一定地域への出荷制限指示をするという方法で行くという方針で官房長官の了解を得た。

その後、官房長官も20日の記者会見で、出荷制限を出すかどうかの結論を21日までに出すということを発表するなどしていたことからかなり詰めた議論を行っていた。

21日の出荷制限は、福島県、群馬県、栃木県、茨城県のハウレンソウとカキナ、福島県、原乳を対象としているが、この指示のときには福島県のハウレンソウとカキナから規制値を超えた放射性物質が検出されたというデータはなかったが、周辺の県のハウレンソウとカキナからは規制値を超える放射性物質が検出され、出荷制限の対象としていたので、周辺の県よりも原発に近い福島についても、横並びで制限の対象にすることとした。なお、3月19日に福島県内で採取した野菜類のモニタリング結果については公表されていないが、これは、野菜に土が付いたまま検査していたり、普段食べない柄の部分まで検査の対象としていたり、厚労省の検査マニュアルに沿っていない検査方法による結果で、食品の検査結果として取り扱えるようなものではなかったためである。この検査結果については、出荷制限指示の検討には用いておらず、福島県にも、これらを食品の検査結果としては取り扱えない旨を説明をしている。これは福島県の農政部がモニタリングを実施していたが、厚労省から通知したマニュアルが福島県の衛生部門から農政部に伝わって

## 【取扱い嚴重注意】

いなかったということが原因のようだ。このときは官房長官にもレクをし、その後総理にもレクをしたが、特段のコメントや宿題もなく、出荷制限措置の内容について了解を得た。

22日の夜には、福島県の野菜から数万Bq/kgというかなり高い濃度の放射性物質が検出されたとのデータが入ったので、原子力安全委員会とも相談し、当然、摂取制限しなければならないという話になった。実際に措置は23日であったが、22日の時点で厚労省の公表する際に、摂取制限とは別に野菜類等を食べないように注意喚起をするべきだろうということになり、HP上にそのような文書を載せることとした。

このときのレクも総理までだったが、確かこの日に次からは官房長官までのレクとすることの指示があった。

### 4 検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方のきっかけについて

4月4日の制限の考え方が出た直接のきっかけは3月21日と23日の措置がデータもそんなに多くない中で県全域を対象とするのは厳しすぎるのではないかという意見があった。具体的には、千葉県の北部の一部で検出されたことをもって全域を制限するのかわという問題や福島の会津地域の問題で、会津地域はそれほど放射能の影響も大きくなかったが県全域ということがあって制限をかけられているということであった。そのころには福島県知事も官邸や関係者に解除を働きかけており、県を分割した制限措置のかけ方や解除の考え方を検討しないといけない状況になり、農水省にも個別の品目の検査方法等を考えてもらい、原災本部として解除の考え方等を示した。

### 5 茶の基準について

5月16日に荒茶の検査の通知を出しているが、これは5月13日に神奈川県荒茶から規制値を超える値が検出されたため、この通知については大臣の了解を得て出したものである。

厚労省の考えは、そもそも暫定規制値は濃縮や希釈は考慮しておらず、茶のセシウムについては500Bq/kgという数値しか適用されるものではなく、実態上も生葉は、収穫されてから荒茶になるまでの数時間くらいの状態で、ある程度安定的に保存される状態で検査をするべきであり、残留農薬の検査は荒茶段階で実施していること、また、お茶のパックで販売されたとしても、かならず煎じて飲まれる保障もなく、直接食べられることも懸念されることから、茶については荒茶についても500Bq/kgという食品衛生法の基準の運用を変えることはないとするものであった。さらに、政務三役の中では、仮に500Bq/kgの生葉が荒茶になったら6倍くらい濃度が濃縮されるので、そういったものについて、たとえ煎じて飲むとは言え、500Bq/kgという規制値があるのにもかかわらず、そういうものが流通することについて国民の理解が得られるのかという議論もあった。

もちろんこの考え方による茶への影響が大きいことは想定できたが、厚労省の考えは固まっていた。

一方で暫定規制値が原災法の措置の基準にもなるので、その観点で農水省は、安定供給という面でも困るということがあって官邸に原災法で制限をかける規制値の運用を別に検討してほしいと相談を持ちかけた。

いつだったかは覚えていないが、農水省が官房長官に相談する際には厚労省も同席した。官邸の議論の中では厚労省は自分たちの判断を説明しただけであって、官房長官からは、農水省が本来の基準をどういうふうにしてほしいという考えがあるのであれば、その根拠を説明すべきであるという考えが示された。

## 【取扱い厳重注意】

農水省は具体的な案として、飲料の基準が200Bq/kgなので、標準的な煎じ方をしてその基準を下回ればよいのではないかという案や、生葉の段階で500Bq/kgを下回れば荒茶の検査をしないという案を持っていたが、その理由は安定供給に支障があるということくらいであった。

最後には、後者の案で、生葉でのみ検査したものについては飲用専用という表示をし、荒茶でも検査したものについては食べてもよいという表示をするということで落ち着きそうにもなったが、農水省がその案で業界の意見を取りまとめようとしたが、飲用専用という表示は500Bq/kg以上の濃度であると言っているのと同然であるとして、業界の意見をまとめられずに、結果的には農水省が下りる形になり、当初の厚労省の考えどおりにいくことになった。

### 6 魚介類の基準について

4月4日の夕方に官房長官が記者会見で出荷制限等の考え方を公表する最中か直前に、会見会場にいた私のところに魚から基準を超える放射性ヨウ素が検出されたという情報が入った。もともとの飲食物摂取制限に関する指標には魚介類に関する放射性ヨウ素の指標値がなく、それを基にした暫定規制値にも基準がなかったため、すぐに本省と連絡をとって基準を設定する必要があるという話になり、会見が終わった官房長官に相談し、暫定規制値に魚介類の基準を設けることと、原災本部から原安委に助言を求めることの了解を得た。原安委の助言を求めるのは、暫定規制値はもともと原安委の指標を基にしていることと、その基準が出荷制限指示の基準にもなるためである。その後、すぐに原安委の都筑課長と打ち合わせをし、深夜まで議論して基準値を野菜類と同じ2000Bq/kgとし、指標作成時の留保分にも収まるという計算結果も得られた。基準値を2000Bq/kgとした理由は、摂取制限に関する指標のヨウ素の乳製品と飲料水以外の固体食品に関する値は2000Bq/kgしかなく、魚も固体であるということと、新たに数字を置くとすればその根拠も必要となるということである。

そしてまとまった基準について、原災本部から原安委に助言要請をし、差支えない旨の助言をいただいた上で、基準を決定した。この魚介類の基準も食品衛生法の基準なので、他の基準と同じ考えで食品安全委員会の評価を経ずに決定しているが、4月6日には他の規制値と一緒に評価してもらえるように追加で諮問している。

### 7 モニタリングの現状について

もともと原発がある県はそれなりの検査器が整備されていたが、原発のない県は検査体制が整っていないので、野菜の場合には農水省が検査枠を確保している日本食品分析センターが自治体のモニタリングを実施している。厚労省では国立の研究所や検疫所が自治体の衛生部局からの検査依頼の受け入れを行っている。どちらの枠にも入らないものについては自治体が独自で検査機関を探して検査を依頼している。

最近では、牛肉の問題があってかなり全国の検査数が増えてしまっており、全体の状況を見るとやはり検査機器が不足している。今後検査機器が増えてくれば、次は人が足りないということになるのかもしれないが、今のところは機器が足りないという状況である。現場でのサンプリングについても、各県1日10検体くらいしか処理できないことから、あまり手はかかっていないのではないかと考えている。ただ、福島県の状況は他県の状況とは異なり、現在緊急時モニタリングの関係で、1日100件前後の検査容量があり、それだけサンプリングするとなると人手を確保するのも大変になってくるだろう。